

整理番号：1－1

提言題名：生活保護費について

**【提言の要旨】**

質問です。生活保護についてですが、最低生活費は個人差が有るのでしょうか。親族の援助(扶養)と有りますが親族の援助(扶養)の具体的な表現を、お願いいたします。たとえば、親族とは誰を示すのか、等です。

(令和6年3月受付)

**【回答の要旨】**

○最低生活費は個人差が有るのでしょうか。

最低生活費については、生活保護を受給される世帯の方のご年齢や、世帯構成、所在地あるいはその他の事情によって、異なります。

○親族の援助(扶養)と有りますが、親族の援助(扶養)の具体的な表現を、お願いいたします。たとえば、親族とは誰を示すのか、等です。

親族の援助(扶養)についてですが、生活保護法第4条第2項において、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」とされています。ゆえに、親・子ども・兄弟姉妹など、民法上の扶養義務のある方から援助を受けることができる場合は、生活保護に優先して援助を受けていただくこととなります。ここでいう援助とは、金銭的な援助のほかに、生活保護を受給されるご本人との日常的な連絡のやり取りや諸手続きの同行など、いわゆる精神的な援助も含まれます。

また、親族とは誰を示すのかについてのご質問に対してですが、民法上、3親等内の親族に対して扶養義務の規定がなされており、生活保護制度における扶養義務の取り扱いの目安として、準用をしております。

(社会福祉課 令和6年3月回答)